

徳島県告示第四百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年八月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社JTB	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
東京都品川区東品川二丁目三番一 号	徳島県医療施設食材料費高 騰対策事業支援金の支出事 務	令和六年四 月十九日	令和六年四 月十九日	